

令和5年第3回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和5年9月12日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和5年9月12日

午後0時55分

1. 閉 会 令和5年9月12日

午後2時45分

1. 出 席 委 員

委員長 宇都宮俊文

副委員長 信宮 徹也

委員 河野 清一

委員 竹崎 幸仁

委員 小玉 忠重

委員 森川 一義

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 宇都宮明彦

消防本部消防長 宇都宮憲治

教育部長 谷口 佳代

総務課長 兵頭 章夫

税務課長 宮中 英希

財政課長 安岡 克敏

まちづくり推進課長 長野 静香

政策推進課長 原井川英一

消防総務課長 山本 清久

教育総務課長 山崎 徳博

学校教育課長 青木 志郎

総務課長補佐 岡本 夕佳

税務課長補佐 村上 英治

税務課長補佐 遠藤 浩司

財政課長補佐 宇都宮正記

財政課長補佐 三瀬 一也

まちづくり推進課長補佐 安田 司

政策推進課長補佐 大森 恵津

教育総務課長補佐 土居 靖史

学校教育課長補佐 榊田寿美子

学校教育課長補佐 垣内 洋範

せいよ西学校給食センター所長

崎本 周作

消防総務課長補佐 植木 宏次

総務課係長 兵頭 栄治

税務課係長 光沖 司

まちづくり推進課係長 片山 大輔

政策推進課係長

橋本 直美

教育総務課係長

薬師寺ふみ

消防総務課係長

土居 弘樹

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第61号 西予市地域経済牽引事業の促進  
による地域の成長発展の基盤強  
化に関する法律に基づく固定資  
産税の特別措置に関する条例の  
一部を改正する条例制定につい  
て

議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正  
予算(第6号)

議案第66号 令和5年度西予市育英会奨学資  
金貸付特別会計補正予算(第1  
号)

議案第71号 西予市生活交通バス条例の一部  
を改正する条例制定について

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後0時55分

**○信宮副委員長**

これより、令和5年第3回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会に当たりまして委員長より挨拶があります。

**○宇都宮委員長**

宇都宮委員長が挨拶を行う。

**○信宮副委員長**

次に、宇都宮消防長より挨拶をお願いいたします。

**○宇都宮消防本部消防長**

宇都宮消防長が挨拶を行う。

**○信宮副委員長**

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

**【消防本部】**

**○宇都宮委員長**

それでは消防本部の審査を行います。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち消防本部所管分を議題といたします。

山本消防総務課長の説明を求めます。

**○山本消防総務課長**

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」消防本部所管分について説明させていただきます。

今回の補正は、消防団管理運営事業に係る補正を行うものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、補正前の額は17億4658万3000円でございます。補正額に増減はなく合計も17億4658万3000円になるものでございます。今回の補正は、補正額の財源内訳についての組替えを行うもので、特定財源のうち、その他の財源を36万1000円増額し、一般財源が36万1000円の減額となるものでございます。

今回の補正額は、消防本部所管分のみであるため、重ねてとなりますが、詳細につきまして御説明させていただきます。

予算書の18ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正前の額は1億6153万1000円、補正額に増減はなく、合計も1億6153万1000円になるものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、特定財源として諸収入を36万1000円計上し、一般財源を36万1000円減額するものでございます。特定財源は、消防団員等公務災害補償等共済基金の消防団員安全装備品整備事業助成金でございます。

事業内容は、消防団管理運営事業であり、消防団活動に使用する安全帽いわゆるヘルメットを購入するものでございます。また、今年度から5カ年をかけて方面隊ごとに更新していく予定でございます。

以上、「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」消防本部所管分についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○宇都宮委員長**

山本消防総務課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○河野委員**

消防団のヘルメットの更新という説明でしたけれども、費用の組替えで増減はないんですけれども、今年はどこの方面隊を更新して、今後どういった順番で更新していくのか分かっていれば教え願ったと思います。

**○山本消防総務課長**

更新計画の内容について御説明を申し上げます。以前より、野村方面隊は、ヘルメット更新の要望が出ており、次に、宇和方面隊から要望がございました。そのため、要望順で今年度、野村方面隊に444個、宇和方面隊に449個と更新していき、その後は順番に、明浜方面隊、城川方面隊、三瓶方面隊と順に更新していく予定でございます。

**○宇都宮委員長**

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○宇都宮委員長**

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち消防本部所管分について、原案に賛成の委員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

**○宇都宮委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時4分）

**【教育部】**

**【学校教育課】**

**○宇都宮委員長**

再開を告げる。（再開 午後1時7分）

これより、教育部の審査を行います。審査に先立ちまして谷口教育部長より挨拶をお願いします。

**○谷口教育部長**

谷口教育部長が挨拶を行う。

**○宇都宮委員長**

それではこれより、学校教育課の審査を行います。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち学校教育課所管分を議題といたします。

青木学校教育課長の説明を求めます。

**○青木学校教育課長**

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち学校教育課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の 18 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目語学指導外国青年招致事業費の招致旅費負担金 105 万 4000 円を計上するものです。この事業は、市内小中学校において外国語科及び小学校の外国語活動の授業の指導補助を行う外国青年を任用するものです。当初は、任期満了を含め 2 名の A L T が入れ替わる予定でありましたが、再任用を希望しない A L T が 2 名増えたことにより、継続して 6 名の A L T が児童生徒の外国語教育の充実を図るために、新規追加で 2 名の渡航負担と退職 1 名の帰国の渡航負担を追加計上するものであります。

続いて予算書の 19 ページをお開きください。

10 款教育費、7 項保健体育費、3 目給食センター運営費の修繕料 108 万 8000 円を計上するものであります。これは食の安全の観点から、8 月に市内の 3 つの給食センターにおいて、施設、設備、調理工程等の点検を実施いたしました。その中で、

せいよ西学校給食センターの害虫が今年度、特に異常発生しており、換気フードからの侵入を防ぐために、135 カ所の防虫網の設置及びドア、建具のパッキン取替え等の修繕を行うことで、学校給食をより安心安全に提供するためのものです。

以上説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**○宇都宮委員長**

青木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○森川委員**

せいよ西学校給食センターで虫が発生してるんですが、せいよ東のほうはあんまり出てないんですか。宇和の方、田んぼがだいぶあるんですが。

**○青木学校教育課長**

それぞれに立地条件で周りは草地であったり川があったりというところで、虫については当然、どちらも普段から対応しているところなんです。東については、換気口にもともと防虫の網が全て設置をされておりますので、今回、設置がされていない西給食センターについて、補正予算で計上させていただいております。

**○竹崎委員**

A L T の関係でお尋ねします。先ほどの御説明で、2 名が新たに入ってきて、1 名が帰るということですかね。1 名が帰るための旅費という説明あったような気がしたんですが、もう一度そのところ 3 名が多分動かれるということだったので、その説明をもう一度お願いしたいと思います。

**○青木学校教育課長**

この A L T については元の人数は 6 名であります。それで当初は 2 名については、退職そして帰国ということで、2 名分について渡航費用の当初予算を計上しておりました。その後、年度内ではありますけれども、追加で 2 名 A L T をやめるということで実質的には 4 名が移動ということで、当初は 2 名分の渡航費用とか計画していたんですが追加で 2 名さらに必要になったというような次第です。

**○宇都宮委員長**

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

## ○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## ○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 16 分）

### 【教育総務課】

## ○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 18 分）

これより教育総務課の審査を行います。

議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

山崎教育総務課長の説明を求めます。

## ○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明申し上げます。予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 663 万 6000 円を増額し、予算総額を 2482 万 7000 円とするものです。

まず、歳入の部から御説明申し上げます。6 ページをお開きください。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金 663 万 6000 円を増額補正につきましては、決算により繰越金額が確定しましたので、当初予算計上額 802 万 9000 円と決算額との差額 663 万 6000 円を計上したものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書 7 ページお開きください。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、27 節繰出金、一般会計繰出事業 663 万 6000 円につきましては、当初、奨学資金の貸付原資を一般会計から繰入れておりましたので、決算により確定しました 663 万 6000 円を一般会計へ繰り出すものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、

御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

## ○宇都宮委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○河野委員

歳入の部で繰越金が 802 万 9000 円のところ、660 万の補正ということですが、余りにも金額がずれておるかなと思うんですが、そこから辺の要因といますか。分かっておれば説明願ったらと思います。

## ○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 21 分）

## ○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 22 分）

## ○山崎教育総務課長

歳入の差額についてですが、当初予算後、一括払いとか、過年度の収入とかがプラスになった分、その差額でございます。

## ○宇都宮委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

## ○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## ○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 23 分）

### 【政策企画部】

#### 【まちづくり推進課】

## ○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 25 分）

これより政策企画部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮政策企画部長より挨拶をお願いいたします。

## ○宇都宮政策企画部長

宇都宮政策企画部長が挨拶を行う。

### ○宇都宮委員長

これより、まちづくり推進課の審査を行います。議案第 71 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」まちづくり推進課長野課長の説明を求めます。

### ○長野まちづくり推進課長

議案第 71 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本議案は、公共交通の利便性の向上を図るため、運行内容を変更する必要が生じたことから変更案につきまして、関係地域への説明を行った後、令和 5 年 6 月に開催いたしました西予市地域公共交通活性化協議会にて御承認いただきましたので、令和 5 年 10 月 1 日から生活交通バス運行の内容の一部を見直すものであります。

内容といたしましては、現在生活交通バスを運行しております仁土線及び田之浜下泊線につきまして、利用状況に合わせた予約制のデマンド乗合タクシーによる運行に切り替えることとし、生活交通バス運行路線から当該路線を廃止するとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

また、今回の改正に伴い条例を精査しましたところ、これまでに野村地区及び城川地区の生活交通バスの運行路線及び運行経路について変更を行った際に、終点の改正が出来ていない箇所がございましたので、今回あわせて改正いたします。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

### ○宇都宮委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○森川委員

仁土には何人の方が住まれているんですか。

### ○長野まちづくり推進課長

現在、御利用いただいておりますのは 1 名となっておりますが、現地域には、ほかにも生活交通バスを利用したいと思っていられる方もございますので、多くの方に御利用いただきたいと考えております。

### ○竹崎委員

私は田之浜から下泊線のことについてお尋ねし

ます。様々な事情で、勘案した上でこういう決断をされたんだとそれは重々よく分かるんです。当時の現状の利用者、そこでの恐らく様々な不便だとか、様々な理由があっただけでこういう改定内容だと思うんで、その辺もう少しちょっと分かるように説明していただけないか。

### ○長野まちづくり推進課長

田之浜・下泊につきましては、田之浜地区の住民の方が、三瓶町にごぞいます病院等を受診される際に利用していただいております。これまでは、田之浜から下泊診療所まで生活交通バスを御利用いただきまして、そこから宇和島バスに乗換えて、三瓶町内まで行かれてたわけなんですけど、今後はデマンド乗合タクシーになりますので、田之浜からその目的とされますところまで、病院、ドラッグストアであったり銀行そういったところにも、自由に行っていただくことが可能となります。

### ○小玉委員

それこそ生活交通バスですかね、利用の少ないところをデマンドに変えるほうが利用者も自宅からそれ目的地まで行けるのでいいんじゃないかと思うんですがそういう考えはあるでしょうか。

### ○長野まちづくり推進課長

利用者の方から、やはりドアツードアの生活交通バスからデマンド乗合タクシーへという御希望もお聞きするところではございますが、現在、宇和町内におきましても、タクシー業者が 1 社となり、なかなか事業者の方に請け負っていただくのも難しい状況になっております。今後は、宇和島バスも含め、市内の事業者さんともお話をさせていただきながら、できる範囲で進めたいと考えております。

### ○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 34 分)

### ○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 45 分)

### ○竹崎委員

先ほどデマンドのことをお聞きしたんですが、関連で、もう一度お尋ねしたいのは、田之浜からのそういった宇和島バスといったタクシーとの話合いの結果、そこは了解していただいたと。大変難儀だったという話はお聞きしたんですけど、要はこれ以上、町民の隅々におられる方は、デマンド

化を希望されてるのをよく聞くわけです。今後、デマンド化について推進されるおつもりかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいです。

#### ○長野まちづくり推進課長

先ほども答弁させていただきましたとおり、利用者の方には、デマンドタクシーのほうに移行してほしいという御希望があることは十分理解しているところではございますが、現在、生活交通バス、デマンド乗合タクシー、それからスクールバスも含めまして、市内にある事業者さんに御協力いただきまして運行させていただいております。タクシー業者さんにも、事業所が減ったりとか、かなり負担もあるところでして、運転手不足といったこともございますので、事業者さんとも相談させていただきながら、今後、進めていきたいと考えております。

#### ○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第 71 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 47 分)

#### 【政策推進課】

#### ○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 49 分)

政策推進課の審査を行います。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)」のうち政策推進課所管分を議題といたします。

政策推進課原井川課長の説明を求めます。

#### ○原井川政策推進課長

それでは、議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)」のうち政策推進課所管分について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正につきまして説明をさせていただきますが、今回、本課は歳入予算のみとな

っております。

予算書 9 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金、えひめ人口減少対策総合交付金につきまして、令和 5 年度愛媛県は、人口減少対策重点戦略に基づき、新たな取組の一つとして、県市町連携事業のえひめ人口減少対策総合交付金を新設し、本市においても、6 月市議会定例会において、3 つの事業メニューに係る補正予算を計上し、事業を実施しております。その後、7 月に交付金事業に新たな事業メニューが追加されたこともあり、庁舎内において、既存事業も含め交付金の積極的な活用について、さらに検討を重ね、今回、若年出産世帯奨学金返還支援事業、多子世帯リフォーム等支援事業、U I J ターン保育士支援事業、紙おむつ定額利用支援事業、出産子育て通院交通費助成事業の 5 事業を追加したことによる事業費の県補助金 1154 万 9000 円を計上しております。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○竹崎委員

7 月に 1150 万 9000 円の追加を認められたと。5 項目あったと。その 5 項目のうち、記録はしたつもりですが、どこに 1 番ウエートを置いていただいたか、それともほぼ均等なのか、そここのところをちょっと御説明いただきたいと思います。

#### ○原井川政策推進課長

今回、5 つの事業を追加した補助金ということで歳入計上させてもらっておりますが、その内訳ということで質問があったというふうに思っておりますが、歳出のほうはそれぞれの担当課のほうで組んでおりますけれども、その中で、事業費が多いものについては、多子世帯リフォーム等支援事業が 1 番多い事業となっております。それが 990 万円。これは歳出のほうですので、県の補助金は基本的には 2 分の 1 ですので一般財源の残りの 2 分の 1 も足した歳出額としては、多子世帯リフォーム等支援事業の補助が 990 万円、そのほ

か、紙おむつ定額利用支援事業の補助金が 410 万 4000 円、若年出産世帯奨学金返還支援事業の補助金が 400 万円等となっております。

**○宇都宮委員長**

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○宇都宮委員長**

それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち政策推進課所管分について、原案について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○宇都宮委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 54 分）

【総務部】

【総務課】

**○宇都宮委員長**

再開を告げる。（再開 午後 2 時 8 分）

これより総務部の審査を行います。審査に先立ちまして、山住総務部長の挨拶をお願いします。

**○山住総務部長**

山住総務部長が挨拶を行う。

**○宇都宮委員長**

それではこれより総務課の審査を行います。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち総務課所管分を議題といたします。

総務課兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭総務課長**

それでは、議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」総務課所管分について御説明をいたします。

まず初めに歳出予算から説明をさせていただきます。予算書 13 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 6 億 2590 万円を 11 万円増額し、6 億 2601 万円とするものです。

今回の補正ですが、会計年度任用職員管理事業において、会計年度任用職員の雇用保険料率が 4 月 1 日から 1000 分の 2 引上げられたことから、

これに伴い、不足する保険料 11 万円を補正予算で計上するものです。

続きまして歳入予算を説明いたします。予算書 12 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、2 節総務費雑入のうち、雇用保険料被保険者負担分を 82 万 2000 円増額するものです。今回の補正は、先ほど説明しました会計年度任用職員の雇用保険料率が引き上げることに伴い、労働者が負担する増額分について補正計上しています。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○宇都宮委員長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○小玉委員**

雇用保険料率が上がることは、雇用保険を利用する人が多くなったということでしょうか。

**○兵頭総務課長**

今回の料率アップの主な要因は、新型コロナウイルスの感染拡大の関係で、雇用調整助成金の給付が非常に増えて、その財源不足を補うための料率アップと聞いております。

**○宇都宮委員長**

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○宇都宮委員長**

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち総務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○宇都宮委員長**

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 14 分）

【税務課】

**○宇都宮委員長**

再開を告げる。（再開 午後 2 時 16 分）

これより、税務課の審査を行います。

議案第 61 号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

税務課宮中課長の説明を求めます。

#### ○宮中税務課長

それでは、議案第 61 号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本条例は、地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るため、愛媛県知事の承認を受けた企業立地計画に従って、施設を設置したものに対して、当該固定資産に対して、新たに固定資産税が課税されることとなった年度以降 3 年間、固定資産税を課税しないこととするものでございます。

今回の改正は、関係省令が改正され、固定資産税を課税しない特別措置の取得期限が、令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されたことから、所要の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○信宮副委員長

条例の名前も長くて分かりにくいんですけども、要するに地域経済を牽引する事業については、固定資産税を減免というか、取りませんよということだと思うんですけど、その牽引する事業というのはどういったものがあたるのか教えていただけますか。

#### ○宮中税務課長

具体的な事業といいますが、はちょっと所管でございませぬので、詳細には申し上げにくいんですが、愛媛県で地域未来投資促進法の基本方針に基

づきまして、定めております計画がございます。そちらに対象業種といたしまして、先進的な事業に設備投資を行おうとする事業者が対象になります。計画上に記載されております。内容としましては、要件としまして南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長分野に係る事業が対象という形になっております。

#### ○河野委員

今の事業ですけれども、固定資産税の免除をしている企業は何社ぐらい西予市にあるんでしょうか。

#### ○宮中税務課長

本条例につきましては、平成 21 年に制定しておりますが、現在まで、この条例を活用した利用実績というのはございません。ただ、愛媛県内におきましての実績でございますが県内 52 の事例がございます。そのうち、南予につきましては 9 件の事例があるようでございます。ただ、西予市におきましては、事業を利用して減免を行っているような事例はないという状況になっております。

#### ○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 22 分)

#### ○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 23 分)

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

#### ○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 61 号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 24 分)

#### ○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 27 分)

引き続き税務課の審査を行います。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正



予算（第6号）」のうち税務課所管分を議題といたします。

宮中税務課長の説明を求めます。

#### ○宮中税務課長

それでは、議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち税務課所管分について、御説明をさせていただきます。

予算書13ページをお開き願います。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、1億4062万8000円を151万6000円増額し、1億4214万4000円とするものでございます。

今回の補正でございますが、税務課職員が産前産後及び育児休暇を取得することに伴い、その代替として雇用する会計年度任用職員の経費を増額するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○宇都宮委員長

質疑ないようでございます。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時30分）

#### 【財政課】

#### ○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時33分）

それではこれより、財政課の審査を行います。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち財政課所管分を議題といたします。

財政課安岡課長の説明を求めます。

#### ○安岡財政課長

それでは審査していただきます、議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち財政課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入についてであります。予算書の9ページをお開き願います。

10款地方交付税、1項1目地方交付税でございますが、普通交付税において、令和5年度の算定結果に基づきまして、当初予算との差額2億117万4000円を増額するものであります。

増額の主な要因としましては、当初予算編成時においては、予算割れを起こさないようにかたく試算していたことのほか、地域デジタル社会推進費等の積算方法が変更されたことにより、基準財政需要額が、試算以上に算定されたことによるものでございます。補正後の普通交付税交付額は113億117万4000円で、前年度と比較しまして、3512万3000円の減となります。

続きまして予算書12ページをお開き願います。今ほどの普通交付税と関連しますので先に臨時財政対策債について御説明いたします。

21款市債、1項8目臨時財政対策債1266万円の減額でございますが、今年度の普通交付税の決定に合わせて、臨時財政対策債の発行可能額が決定されたことに伴い減額するものでございます。今年度の決定額は6934万円で、前年度と比較しまして、8573万2000円の減となりました。当初予算では、総務省が公表する令和5年度地方財政計画の増減率等をもとに、前年度決定額に対する減を見込んで計上しておりましたが、今回、当初予算計上額との差額を調整するものでございます。臨時財政対策債は、本来的には普通交付税として措置されるものですけれども、地方交付税の原資が不足することから、その財源不足を補うため、普通交付税の振替分として配分されるものでございます。財政力が高い自治体ほど多く配分されますので、財政力の低い本市の場合、総務省が公表した減少率よりも低い配分となっております。結果、先ほど御説明しましたとおり、普通交付税は2億117万4000円の増。臨時財政対策債が1266万円の減。これらを合わせた実質的な普通交付税額の補正は1億8851万4000円を増額となります。

続きまして、予算書9ページにお戻りください。

14 款国庫支出金、2 項 8 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 47 万 9000 円の増額でございますが、国における物価高騰対策として、令和 5 年 3 月の予備費使用に係る閣議決定に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が交付されておりますが、追加算定分として交付されるものでございます。歳出予算としましては、既存の新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業に充当いたしております。

続きまして予算書 10 ページをお開き願います。16 款財産収入、2 項 5 目出資金返還金、西予市土地開発公社出資金返還金 1000 万円でございますが、現在、清算手続中であり同公社の解散に伴い、出資金を市に返還するものでございます。

続きまして、予算書 12 ページをお開き願います。今ほどの出資金返還金と関連しますので、先に、西予市土地開発公社に関する予算について御説明いたします。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入のうち、2 節総務費雑入、西予市土地開発公社残余財産 9340 万 5000 円でございますが、西予市土地開発公社定款第 26 条第 2 項の規定に基づきまして、公社清算後の残余財産を市に帰属させるものでございます。

続きまして、予算書 11 ページにお戻りください。

19 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 10 億 1925 万 8000 円でございますが、令和 4 年度の決算が確定いたしまして、歳入歳出差引額が 17 億 2441 万 4000 円でありました。このうち、令和 5 年度への繰越財源 4 億 55 万 6000 円を除きますと、繰越金が 13 億 2385 万 8000 円となります。当初予算での繰越金予算計上額 3 億 460 万円を差引き、追加補正予算額といたしまして 10 億 1925 万 8000 円を計上するものでございます。このうち、財政課所管分は 10 億 1762 万円であります。全体から財政課所管分を差し引いた 163 万 8000 円は、上下水道課所管の愛媛県条例水道分となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書 13 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費、市有財産維

持管理事業 29 万 7000 円でございますが、西予市土地開発公社の解散に伴い、西予市に帰属する分譲団地の草刈りにかかる管理委託料を計上するものでございます。財源として諸収入の西予市土地開発公社残余財産を充てております。

続きまして、予算科目は同じく住宅土地活用事業 250 万円でございますが、市に帰属する分譲団地の販売促進を図るための補助金として、公社と同様に指定する分譲団地を取得して、新築住宅を建築する者に交付する移転費用支援金を計上するものでございます。財源として、こちらも、諸収入であります西予市土地開発公社残余財産を充てております。

続きまして、予算書 20 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項 1 目財政調整基金事業 9 億 1712 万 5000 円でございますが、令和 4 年度決算が確定し、歳入歳出差引額から令和 5 年度へ繰越する財源を除き、また、愛媛県条例水道分を除いた繰越金が 13 億 1762 万円となりましたので、地方財政法第 7 条第 1 項の剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額を積立てなければならないとの規定に基づきまして、財政調整基金として積み立てるものでございます。このことによりまして、補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで 20 億 766 万円となる見込みであります。

最後に、予算科目は同じく減債基金事業 4 億円でございますが、今年度の市債の償還財源を確保するため、令和 4 年度の剰余金を活用して積立てを行うものでございます。これによりまして、補正後の減債基金残高は、予算ベースで 12 億 2447 万 5000 円となる見込みでございます。

以上、財政課所管分の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○宇都宮委員長

質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 65 号「令和 5 年度

西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○宇都宮委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは、本日予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて、令和5年第3回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時45分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

宇都宮 俊文